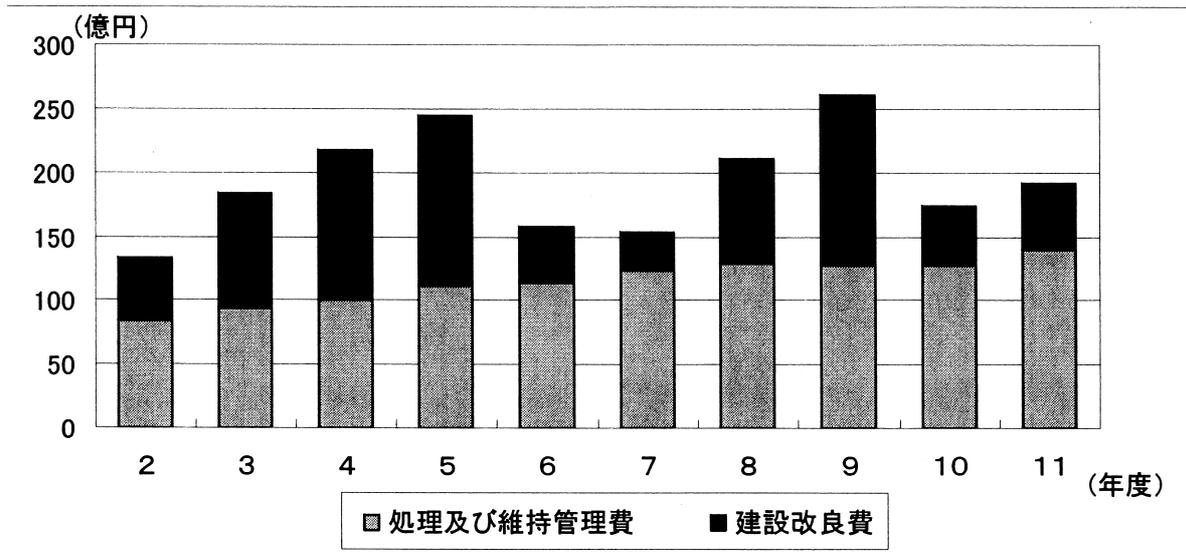


(図 2 - 3) ごみ処理事業費経費の推移

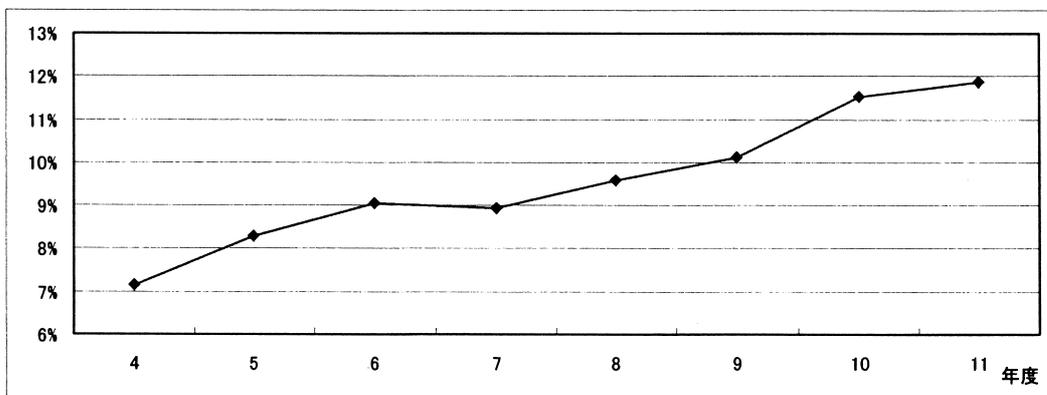


(2) ごみの再資源化の状況

平成 11 年度におけるごみの総排出量は、約 6 8 5 千 t となっており、そのうち、集団回収（子ども会、婦人会等）1 7 千 t を含めて 8 2 千 t が再資源化（リサイクル）され、リサイクル率は 1 1 . 9 % と全国平均（1 2 . 1 % 平成 1 0 年度実績）に比べ若干低くなっています。これらの再資源化されたごみの内訳は、紙類 4 0 千 t、金属類 2 1 千 t、ガラス類 1 4 千 t、ペットボトル 9 百 t、プラスチック 5 2 t、その他 7 千 t となっております。

ごみの容量の約 6 割、重量の約 2 ~ 3 割を占める容器包装については、平成 9 年 4 月から容器包装リサイクル法が本格施行され、県内すべての市町村で容器包装廃棄物に係る分別収集計画を策定し取り組んでおり、また、平成 1 3 年度に本格施行された家電リサイクル法や、食品リサイクル法（平成 1 3 年 5 月施行）など法制度が整備されてきており、これらの円滑な施行により、今後再資源化の量はさらに増加するものと見込まれます。

(図 2 - 4) リサイクル率の推移



注) リサイクル率 =  $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$